

第9章 ワーカーズ協同組合研究

協同組合を論じる場合、論者は労働者協同組合もしくはワーカーズ・コレクティブ（以下、「ワーカーズ協同組合」）をどのように位置づけるのかがまず問われる。特殊な協同組合とするのか、それとも普通の協同組合の一類型とするのか。日本の協同組合研究の主流は長らく協同組合の本質は流過程にあるとして、生産過程・労働過程に特徴があるワーカーズ協同組合を「無視する」過ちを犯した。ワーカーズ協同組合は普通の協同組合の一類型なのである。ヨーロッパでは協同組合全就労者数540万人の約4分の1に当たる140万人がワーカーズ協同組合で働いている^(注1)。

日本においてワーカーズ協同組合研究が大きく進捗するのは、1980年代以降である。実は、それ以前でも研究者間の協同組合論争のなかに、労働者生産組合論は息づいていた。

1. ワーカーズ協同組合論研究先史(戦後から1970年代まで)

1970年代までの協同組合研究におけるワーカーズ協同組合の処遇はどうであったか。1980年のレイドロー報告「西暦2000年における協同組合」【72】は、「(ワーカーズ協同組合は) 過去75年あるいはそれ以上、それとなく無視されてきた」(p.158)と指摘している。日本においてもそうであった。まずは協同組合論・法制度論・実践研究の分野から追跡する。

ワーカーズ協同組合に対する呼称はいくつかの変遷を遂げている。当初は生産組合、労働者生産組合、生産協同組合、労働者生産協同組合、労働者協同組合等と呼ばれ、また分類としては産業協同組合の中の非独立生産者の協同組合等に位置づけられてきた。現在では働き方を表現するために、「協同労働の協同組合」が用いられる。

(1) 協同組合法制度論におけるワーカーズ協同組合の位置づけ

ワーカーズ協同組合は現在(2013年)でも根拠法が存在していないために別項の他の協同組合論研究史とは様相が異なる。何よりも、ワーカーズ協同組合設立の根拠となる法律の解釈・解明の研究が存在しない。

一方、日本の制度には「企業組合」がある。これを生産組合として認識する議論は見受けられたが、そもそも中小企業等協同組合法の中で規定されているため、当然にもワーカーズ協同組合として認識されなかった。

村橋時郎は「協同組合法論」【02】において「協同組合はその構成員たる組合員の自主的経済活動のバックボーン的役割をもつものである。換言すれば、組合というバックボーンによって自主的行動を可能ならしめるところにこの本来の使命(助成)があるのであるから、組合の事業遂行に際して自主的地位を没却して組合に吸収併合することはこの本来の趣旨に反するといわねばならない。」(p.85)とした原理を立てている。すなわち、農民は農民として、事業者は事業者として、そして消費者は消費者として協同組合と関係すべきであると主張した。

「この故に企業組合が組合員あるいはその事業を吸収して、自らは企業経営主体として活動するがごときは、少なくとも皮相的には協同組合の本来の使命範囲を逸脱するものである。故にこの面からするならば企業組合が協同組合(事業者協同組合；引用者注)とは断定する論拠にとほしい」(p.85)とする。

これと同類の論調は、別局面である独禁法適用場面でも見られる。上柳克郎「協同組合法<法律学全集54>」【07】において、「これらの組合(漁業生産組合及び企業組合；引用者注)も、経済的弱者の社会的経済的地位をその組織化により向上させることを目的とする制度である点で、他の協同組合と共通するところがあるが、組合員は組合に加入することにより事業主体としての独立性を失うから、厳密な意味において私的独占禁止法24条1号のいわゆる『小規模の事業者の相互扶助を目的とする』ものといえるかは、疑問である」(p.13-14)と指摘している。

上記の村橋にしろ、上柳にしろ、企業組合において「組合員が組合に加入す

ることにより、自らの属性である事業主体を失う」ことが他の協同組合と異なるとの指摘をしている。

ここまで来れば、もしアナロジーによって、組合員が労働者である地位の一貫性に着目できたならば、ワーカーズ協同組合法の一手前まで来ていたことになる。その制度は「中小企業等協同組合法」の枠内では地位の一貫性を持ちえず、他の協同組合法、具体的にはワーカーズ協同組合法によって労働者としての制度の一貫性が位置づけられるものだったのである。

協同組合と組合員との関係においては、河野直践をして「特異な概念」と言わしめた大塚喜一郎の『顧客的社員関係』を見ておく必要がある。大塚は「協同組合は、組合員の事業を助成する社団法人である。その助成構造は、社員関係Mitgliedschaftと顧客関係Kundenschaftの結合」【09】(p.333)であるとして協同組合の特徴を分析している。法的に協同組合の社員関係を記述した『顧客的社員関係』のKundenschaftには「取引関係」の意味もあり、それからみれば実は「特異な概念」ではない。“企業とは何か”をシステム的に見れば、インプット～変換～アウトプットと捉えられ、法律的に見れば、企業から見た仕入先も顧客も労働者（所謂、ステークホルダー）もその行動は、企業とそれぞれ契約関係で成り立っている。どのステークホルダーが組合員（社員）となるか、もしくは誰が協同組合を形成したかで、協同組合の種類が分かれる。

「生産組合」に即して理解すれば、大塚は、消費組合の具体的法律関係は契約関係であるのに対して、生産組合における労働関係を具体的社員関係とするギールケの見解に対し、「組合員の売買・寄託・利用・任用・および雇傭などの具体的法律関係は、その抽象的請求権の具体的行使により発生するものであって、その法構造は具体的請求権の態様によって異なるものではない」とし、具体的法律関係を協同組合の種類によって、契約関係、社員関係などと区別することに反対している。すなわち、大塚の『顧客的社員関係』はワーカーズ協同組合の労働関係をも想定（労働契約関係として想定）していることに留意する必要がある（p.368-369）。

1970年代までの協同組合の法律研究分野では、法理論的にはワーカーズ協同

組合はさほどの違和感なく定式化されうるところまで来ていたと見ることができる。一方、協同組合を経済機能として研究する先史のなかでは、ワーカーズ協同組合は無視されてきた。

（2）協同組合機能は流過程に位置づくとする主流の協同組合論

日本においてワーカーズ協同組合論研究が大きく進捗するのは1980年代以降である。それ以前は、法律もなく実態もないので研究も起きなかったともいえるが、実は一方で、協同組合論研究そのものにかかわって、ワーカーズ協同組合を積極的に無視もしくは否定する論調が主流をなしていた。まず主流の理論とは何か。これを位置づける2つの文献から見てみる。

第一に美土路達夫の「協同組合論」である。【04】美土路は「協同組合の本質的機能が流通費の節約にあるという命題は周知のように戦前近藤教授が打立てられ、井上晴丸氏が完成されてから、協同組合の礎石となり、爾来、学会ないし組合界共通の理論的財産となっている」とする（p.12）。

第二に奥谷松治の「協同組合と共同経営」である。【10】奥谷は「戦後出版された協同組合論にかんする文献はかなりの数に達するが、それらに共通の特徴をもとめるなら、一部のものを除き戦前に出版された近藤康男教授『協同組合原論』（初版1934年、戦後版は1948年と58年刊）に対する批判と克服をねらっている点にある。近藤教授の理論は、戦前戦後と通じて協同組合理論の枢軸の地位にあるといってよい」とする（p.35）。

「学会ないし組合界共通の理論的財産」といわれ、「協同組合理論の枢軸の地位」ともいわれた近藤理論および（その完成型とされた）井上理論はワーカーズ協同組合（当時は「生産組合」や「生産協同組合」の呼称）をどう位置づけていたのかを俯瞰することとする。

「資本主義社会における協同組合とは、労働者および小独立生産者の接触する流通組織を合理化するための、自主的な組織である。」（近藤【05、06】p.22）

「およそ今日の常識で賃金労働者の協同組合といえ、資本主義社会で育ち

うるのは、消費組合だけであって、賃金労働者の生産組合を考えることはむづかしい。だが19世紀前半で賃金労働者の協同組合といえば、生産組合と消費組合との双方を含んで考えられていた。」(井上【11】p.7)

「資本主義体制下にあつては、流通過程の合理化という線が協同組合のもつ基本線であるが、社会主義体制の下では、ソ連のコルホーズにしても、中国の合作社にしても、農業生産の共同化・社会化のメカニズムになることによって、社会主義経済体制において重要な一翼となる。」(近藤【08】p.2)

ここに生産組合が、資本主義国日本には積極的に位置づけることがない根拠が述べられている。

第一に、歴史的に、世界当初の協同組合はドイツやイギリスでの生産組合構想であったことは事実としつつも、労働者生産組合が19世紀後半から衰退したことを背景に、失敗の協同組合との世界的通念を通説として組み立てている。

「このような労働者生産組合は、イギリスなどではすでに遠い昔に消滅しそれは後進資本主義国に残るだけである」【08】(p.37)。しかし、これが書かれた時にはすでにスペイン・バスク地方において、モンドラゴンが成功しつつあった。

通説の理論的裏づけはイギリス協同組合運動の主導権争いから生まれたCWSの対労働者生産協同組合批判が源流である。そのウェップ夫人の著書が、イギリスの成功した協同組合運動として1921年に日本に紹介された。【01】ICAの結成は原書発行から十数年経てからである。これは当時の論争と対立の一方だけが日本に紹介されるという当時の弱点が反映していると言えよう。その後、ウェップ夫人の主張をトレースした研究【93】を経て、その弱点は中川雄一郎『キリスト教社会主義と協同組合』【175】によって克服される。

第二に、小生産者(具体的には農業生産者)の生産組合は生産の社会化として社会主義国に位置づけるものとし、なぜ、生産組合は資本主義国に馴染まないかについては「資本主義は私有権が前提だから」「生産の社会化は無理」とする。

たしかに農業生産組合は、森林法(1948.12.15制定)や水産業協同組合法

(1951.6.26制定)と異なり、農業協同組合法制定時(1947.11.19)には制度化されなかった。しかし、1962年の農協法改正によって農事組合法人が農協法に規定されたことをみると、必ずしも資本主義に合わない訳ではなさそうである。

この点は、協同組合経営研究所「農協法の成立過程<復刻版>」【218】において「機能上の問題点—生産協同体」の項で興味深いことが語られている。以下、連合軍GHQ統治の影響を垣間見ることができる場面である※。

「農林省の理想のあくまではっきりしているのは、生産協同体という形」(打越顕太郎、p.672)としたものであったが「組合が農業経営をやるということを堂々と書くことは、どうもまずいだろう(堂々と書いたんじゃつぶされるかもしれない;引用者注)、そこで実質的に同じことができるような工夫をした(定款に書けば可能となるようにした;引用者注)つもりなんだ。逆に協同組合法に書いてないからできないということで(法制局も;引用者注)解釈しているらしい。もう一つは農地法からヘンチクリンに考えてきて、自作農が建前になって、共同経営は自作農に反するような話になった」(小倉武一、pp.672-673)

「あれについては、コレクティブという用語で、問題を起こしたことに関係があるんじゃないか。日本が普通考えるのは、生産協同体についての考えになるんだが、向こう(GHQのことか?;引用者注)はそれをもっと広げて、ロシア的な、ソビエト的な文字に広げたような意味があるのですね」(岡田隆一、p.673)

「農地改革と法人の問題において、司令部(GHQ;引用者註)が法人の農地所有の自由を認めない、えらく制約してきたということで、そこからも生産協同体は駄目だということですよ」(小倉、p.675)

農業の生産組合がGHQの下で認められなかったのは、ワーカーズ協同組合の根拠法がなぜ日本になかったかに関連して、労働者が生産拠点を握ること(農業や工場、さらには労農同盟)を恐れたことと関連があるのでないかという推測が経済学者から伺うことがあったが、すでに故人であり、その詳しい真偽は、例えば、当時の論者が知っていたかどうか等も、もはやわからないまま

である。

※1959年10月29日協同組合経営研究所にて

打越：打越顕太郎氏（協同組合経営研究所所長）

小倉：小倉武一氏（元農林省農政局農政課長）

岡田：岡田隆一氏（元GHQ天然資源局農業部顧問）

（3）主流の協同組合論への反論・再反論

前述したように、「協同組合とは（中略）流通組織を合理化するための、自主的な組織である^[105]」との説を、農協法の成立過程における農林省などの「生産協同体」構想と関連させると、協同組合を流過程に限定するのは余りにも一面的とも解釈できる。農業の生産協同体は流過程から派生する組織ではないからである。

これらに関する論争として、「協同組合の原型は消費組合か労働者生産組合か」という、美土路達雄対近藤康男論争がある。

「協同組合の本質的機能が流通費の節約にある」（近藤）という命題に対し、美土路は「流通費の節約ということはむしろ商業資本一般のもつ機能であって、協同組合そのものの独自機能とはいいたくない」（【04】 p.12）と反論している。

「アルフレッド・アモン教授もこう言っている。『私的企業形態に対する協同組合企業形態の主な相違は、利益の獲得の分野でなく、その分配の分野にある』と。」（【04】 p.65）。

一方近藤は、美土路が協同組合の原型を労働者生産組合とする根拠を協同組合の本質が協業にあることを求めているとして、「労働者収奪者に率いられた土工組合、相互組織によって組織された土工組合も、労働過程における『協業』の面においては差がない。差があるのは企業形態だけである」と反論する（【08】 p.37）。

確かに労働者の主体性問題などを論外に置き「協業」を論じるならば、企業形態の差だけが残るのは「正しい」。

この「協業」については、マルクスを引用しながら多くの研究者が論争に参入している（参入者は美土路前掲書【04】 参照p.182-192）。例えば「協業はつ

ねに資本主義的生産様式の基本形態」（「資本論Ⅰ」）などが「前提」とされ、「協業」は所詮その範囲内か否かの論点が生まれる。

それに対して、美土路は「組合的協業は一般にそうした共通の利益にもとづく自発的な結合と、みずからの生産手段と労働力の自由な集団的結合を根本的な紐帯としているのだ」とし、組合的協業と資本主義的な協業との間には明確な一線があるとする（同書p.51）。それに対する再反論へと続く。

これらの論争は、規模問題、資本の指揮（「資本論Ⅰ」）を背景にしているが、当時のマルクス主義哲学における主体性論争との関連が想起され、労働主体の形成が労働過程に位置づいていないのではないと思われる。この論争中に、モンドラゴンモデルの出現によって第3原則「労働の主権（Soberanía del Trabajo）」が宣言されている。

協同組合の基本は一般企業と異なり、あくまでも人と人とのつながりである。そして協同組合はそこにかかる人々の社会的・経済的主体形成にある。協同組合事業の成果物に、人的サービスまでが含まれる現在、顔の見える協業なのか、機能的協業なのかは、ワーカーズ（労働者）の主体問題でもある。今はワーカーズ（労働者）の主体問題を抜きにしてワーカーズ協同組合や社会的協同組合を語ることはできないのである。

（4）ワーカーズ協同組合の再認識

「過去20年における世界の協同組合にとっての、最も重要かつ大きな変化の一つは労働者協同組合に関する全面的な概念の回復であった。（中略）いまや労働者協同組合は多くの協同組合人の心のなかに尊敬の念をもって迎えられようになった」と、レイドロー報告は述べている（【72】 p.158）。

ワーカーズ協同組合運動が「成功している」という点から再認識されてきたのは、1956年発足のモンドラゴン協同組合の成功、1970年代の興隆、すなわちフランスの1974-5年以降の経済不況による生産協同組合の新誕生、イギリスのICOM法成立（1976年）とCDA設立の議会決定（1978年）、イタリアのバザーリア法成立（1978年）によるコムニタの協同組合化、その際の労働者協同組

合の再認識等々による。

日本においては、1971年西宮市で最初の事業団が発足（一説には三笠）、その後全国で36の事業団結成となる。これを基盤に1979年「中高年雇用・福祉事業団全国協議会」が結成された。

日本の労働者協同組合運動は、第二次世界大戦後、企業整理等の理由で1千万人も以上の失業者が日本中に溢れ、失業対策事業（＝失対事業、公的雇用創出事業）を発足させたこと、1963年にその縮小を図ったこと、そしてその後新たな失業者の「流入」を禁止したこと、などを背景としている。

この運動を担った全日本自由労働組合（全日自労）は、1961年には21万8千人を超す組織へと成長する。ちなみに失対紹介対象者は1960年のピーク時で35万人であった。【115】

2. ワーカーズ協同組合論研究の基本動向

（1）ワーカーズ協同組合運動の略史

1980年以降のワーカーズ協同組合論の研究史は、ワーカーズ協同組合運動とダイナミックに連動している。したがって、ここで簡単にその歴史を振り返って、研究史との関連に資することとする。

前述したように、この実体的運動は国が失業対策事業への新規就労の入口を閉ざしたことを契機に始まった。そして、1979年「中高年雇用・福祉事業団全国協議会」（以下「全国協議会」）が結成された。

1980年代前半は「労働者が事業・経営することの意味を問う」時代であった。「労働者が経営するなどとは邪道」との風潮のなかである。ワーカーズ協同組合という組織形態の検討は、レイドロー報告が契機となる。1983年には、COCOPA会議に参加、またイタリア、イギリスの調査を行った。

1986年の全国協議会全国総会で、事業団を労働者協同組合組織へ発展させる決定を行い、全国協議会も中高年雇用・福祉事業団（労働者協同組合）全国連合会へと組織替えした。1987年には「いま『協同』を問う集会」を開催した

（静岡・伊東）。これは労働者協同組合を社会に問う重要な里標であった。

1990年代は「労働者協同組合」の社会的意味を問うた時代である。1991年には協同総合研究所を設立、1992年のICA東京大会では、わが国の11番目の協同組合組織として全国連合会のICAへの加入が承認された。1995年の失対法廃止や阪神淡路大震災を契機に高齢者協同組合づくりが開始され、2001年には日本高齢者生活協同組合連合会が結成された。

2000年代は協同労働の広がり時代である。2000年の介護保険制度の開始に先立ち、ヘルパー講座が全国的に取り組みられ、講座の受講生を中心に「ワーカーズ方式」の地域福祉事業所づくりが始まっていた。2000年11月、『協同労働の協同組合』法制化をめざす市民会議が結成された。

法制化運動は2007年に、日本労働者協同組合連合会の運動とワーカーズ・コレクティブの運動とが合流し、2008年2月には「協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）を考える議員連盟」が発足した。

この運動の歴史を背景に、研究史は以下のように区分もしくは里標を設定できる。

（2）ワーカーズ協同組合論研究の主要な里標

1980年以降の現在までのワーカーズ協同組合論研究の主要里標は上記の運動を踏まえつつ、以下の5点を指摘することができる。

- 1) レイドロー報告および日本協同組合学会創立
- 2) 日本協同組合学会第8回大会
- 3) 協同総合研究所設立
- 4) EMESネットワーク設立とNPO法成立
- 5) 「協同労働の協同組合法」制定市民会議の再編成

ア. レイドロー報告および日本協同組合学会創立

この時期は、レイドロー報告と日本協同組合学会創立（1981年）が出発点である。同学会第1回シンポジウムでは労働者生産協同組合に関心が集まった。この協同組合を産業民主化の一形態として位置づける石見報告、それを重要な

芽として評価するコメント・発言、疑問や批判発言などシンポジウムは活発であった（【172】 p.47-48）。これらは日本協同組合学会誌の第1巻1号【12】を飾っている。

ワーカーズ協同組合運動の全国展開と相まって、この時期の研究者の多くは、諸外国のワーカーズ協同組合の調査によってその価値を日本に紹介した。内容的には労働者生産協同組合、労働者自主管理である。日本の実践紹介を含めた研究も活発であった。戦前も含めた歴史の掘り起こし、雇傭失業問題、新たな就業形態や労働運動と連動させた研究、また運動の実践家による活動事例紹介（事業団とワーカーズ・コレクティブ）や問題提起などが行われている。

この時期のワーカーズ協同組合研究での名称は、労働者協同組合、労働者生産組合、労働者生産協同組合が使われていたが、日本協同組合学会第8回大会前に当事者である実践家が使用していた名称は、労働者協同組合、ワーカーズ・コレクティブだったことに留意しておく必要がある。例えば、1985年には「地域コミュニティ・労働者協同組合研究会」が黒川俊雄のもとで生まれている。

イ. 学会としてのワーカーズ協同組合論研究の出発～日本協同組合学会第8回大会

「日本協同組合学会20年史」【172】の「第4期 生産協同組合研究の出発」（p.77～）によれば、1988年10月に開催された第8回大会シンポジウム「生産協同組合の意義と可能性」の準備段階の記述からは、「先史」の弱点を引きずっていたことが見て取れる。「生産組合の存在意義は協同組合研究の歴史の中で否定済み」（同書p.78-79）との主張（もっともそれは当人たちが撤回したようだが）や、当事者抜きの「名称問題」（生産協同組合か、労働者協同組合か）、生産（Production）概念認識の実践的狭隘さ（ヨーロッパではサービスも含む）等々、克服すべき単眼的ものの見方が明らかになったことは、実践者の実践とそれに基づく理論的提起の評価とともに、学会にとってワーカーズ協同組合研究の出発となったのは間違いない。この報告は「協同組合研究第8巻2号」（1989年）に掲載されている。

このシンポジウムを最後に、名称は労働者協同組合が定着する。なお、研究史において引き続き「労働者生産協同組合」の名称が出てくるが、それは中小企業等協同組合法による企業組合に絞られてきたといってよい。

ウ. 協同総合研究所設立

ワーカーズ協同組合論研究において橋頭堡となったのは、先の「地域コミュニティ・労働者協同組合研究会」を受け継いだ協同総合研究所である（1991年3月発足）。

研究所の発足によって、それまでのワーカーズ協同組合運動が、失業者運動、労働者自主管理（自主経営）運動のみならず、労働運動のほか、高齢者運動、障がい者運動、女性運動など社会的に不利な立場の人々の運動と融合し、社会を変える運動として位置づけられ、協同組合のみならず運動各界の研究者・実践家が集まる社会連帯組織となった。

これ以降、新しい働き方・労働という視点からのワーカーズ協同組合研究が増えてくる。そして労働主体形成とともに、労使関係・労働者保護等が論じられ、そして法制定運動の開始により、労働者協同組合法に関する論文が執筆され始める【104】【105】【109】【110】【111】【133】。

エ. EMESネットワーク設立とNPO法成立

1970年代末のイタリア・バザーリア法による精神科病院の廃止、1991年のイタリア国法「社会的協同組合の規則」の制定、1996年EMESネットワーク設立（EMESとは「欧州社会的企業の出現」のフランス語頭文字）の動きが日本にも影響を与える。

一方、1995年の阪神淡路大震災からの復興支援ボランティア活動を契機に非営利活動とその組織（NPO）が注目され、1998年に特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）が成立した。

これらを背景に、20世紀末、非営利・協同セクター、社会的協同組合や社会的企業という新しい形態の協同組合や事業体の研究、サードセクター論が一気に開花する。なお、イタリアの社会的協同組合で導入されたマルチステークホルダー制は、1997年6月にまとめられた「労働者協同組合法（第1次案）」（協

同総研)の第18条(組合員の資格)第1項に規定されている。

この間の事情は協同総研編「欧州ワーカーズコープ最新事情」【154】で紹介されている。

オ.「協同労働の協同組合法」制定市民会議の再編成

「協同労働の協同組合法」制定市民会議が実質的に影響力を持つ契機になったのは2007年の日本労働組合総連合会元会長笹森清氏(故人)の会長就任である。これを機に、日本労働者協同組合連合会とワーカーズ・コレクティブ・ジャパンの運動が合流し、翌年2月に法制定の「協同出資・協同労働で働く協同組合法を考える議員連盟」(以下「議連」)が発足した。

議連結成からは法制定運動として、第一に法律の社会的必要性を軸とした組み立て、第二に法律の社会的十分性を問うことになる。ここで、立法者たる国会議員の多数の賛意が必要となり、これに応じていくつかの課題整理が求められた。

第一の課題は、社会や地域の問題解決にあたっての主体形成問題である。つまり、その主体はワーカーズ協同組合法での法人が最も適正であり、それ以外の法人(営利会社、NPO法人、公益法人、企業組合、LLP)では満たされることが合意されなければならない。あえていえば、これらの合意のもとに議連が発足したのである。

第二の課題は、そこで働く者の保護、似非協同組合の排除の問題である。これは法的には協同労働者の労働者性の確保問題として、具体的に既存の労働法のなかで整理されることになる。

この論点の一方は、協同労働は自立的なのであるから、本来的に雇用労働者に適用される労働者保護には該当しないとの論陣である。これは議連発足時から有力自民党議員が主張した。しかし、市民会議、労働組合や労働弁護士などの働きかけ等により、当時(民主党政権時)の与党議員は、協同労働者の保護・労働者性を担保する法律案を予定していた。だが、残念ながら政局に振り回されて未だ陽の目を見ていない(2013年8月時点)。

(3) 本研究史の守備範囲

本研究史の守備範囲は、直接的には労働者協同組合、ワーカーズ・コレクティブ、社会的協同組合、およびこれらに関する国内外法制度とし、周辺として、労働法、法人税法(各種協同組合)、社会的企業関連法制度が含まれる。

なお、企業組合制度は確かにワーカーズ協同組合が活用しているが、それは「有限会社」と同じで、ワーカーズ協同組合を企業組合に解消するものでは決していない。端的に言えばワーカーズ協同組合は、自らの運動を「有限会社運動」とはいわないように、「企業組合運動」とも決していない。

企業組合は、中小企業等協同組合法で規定されているとおり事業者向けであり、2002年改正でそれを明確にし、事業者インターンシップ協同組合へと純化させていることなどから、特に本稿で論じる意義はなくなった。

(4) 研究史の先行研究等<年代順>

1980年以降、本ワーカーズ協同組合論研究史の先行研究となる著書・論文やワーカーズ協同組合の概略を先行的に紹介した著書・論文が発表されている。年代を追って紹介する。

ア. レイドロー著「西暦2000年における協同組合」【72】

すでに何回も引用しているが、ワーカーズ協同組合研究にとっては必須の著書である。

「協同組合事業の最も深刻な弱点は、一般的にみて、協同組合における雇用者と従業員の関係である。(中略)一般的な私企業の雇用者と従業員の関係とくらべて、協同組合のそれに何ら違いがないところにある。(中略)すなわち、ほとんどの協同組合は、型にはまった雇用者以上のものになろうとはしていないのである」(p.142-143)。

この後に、「第V章 将来の選択」の4つの優先分野の「第二優先分野—生産的労働のための協同組合」を展開している。

「第一次産業革命では、労働者や職人は生産手段の管理権を失い、その所有権や管理権は企業家や投資家の手に移ったのである。つまり資本が労働を雇う

ようになった。ところが労働者協同組合はその関係を逆転させる。つまり労働が資本を雇うことになる。」(p.159)

「労働者協同組合は、たんなる雇用や所有しているという感覚よりも、もっと深い内面的ニーズ、つまり人間性と労働とのかかわりに触れるものである。」(p.162)

イ. 石川晃弘編「現代資本主義と自主管理」【13】

この著作は各国の生産協同組合・労働者協同組合を対象に当該国の研究者らの書き下ろし論文となっている。特にイタリアについて紹介すれば、「イタリアの法体系によると協同組合は二種類の選択可能性がある。一つは民法による協同組合設立であり、他方は憲法（第45条）の指示にもとづくものである」(p.76-77) という、社会的協同組合の前史（認知への闘い）において重要な論点となったものが論じられている。

ウ. 富沢賢治、第8回日本協同組合学会大会シンポジウム【62】

「労働者協同組合運動は比較的新しい運動なので、余り知られていない。参考までに邦語文献をあげておく」として、生産協同組合・労働者協同組合の先行研究を紹介している。①日本の運動の現状にかんして、②外国の労働者協同組合運動にかんして、③スペインのモンドラゴン協同組合運動について、④イタリアにかんして、⑤イギリスにかんして、⑥アメリカにかんして、⑦その他。

エ. 小関隆志著「労働者協同組合」【171】

労働者協同組合の研究を丁寧に拾い上げた力作である。「先行研究」といえば、これに当たる。

「本稿の課題は、日本における1980年代以降の労働者協同組合研究史を整理することである。まず、労協研究の全体の動向を概観し、続いて各論に入る。各論では①社会変革論、②既存運動批判、③経済・経営論、④雇用・労働論、⑤組織運営論の5つの論点に分けて、労協をめぐる何が議論の焦点となったかをふりかえる」(p.32) とする。

オ. 角瀬保雄著「労働者協同組合の基本問題—その運動と組織と経営（上）」【181】

この論文は研究史ではないが、(上)に、労働者協同組合の先行研究論文の紹介が含まれている。「はじめに」、「労働主体の形成と協同労働の理論」、「労働主体と管理主体の分離問題」において、日本の研究者の研究を紹介している。とりわけ、労働者協同組合を労働主体形成の切り口から紹介しているのが特徴である。このなかで労働者協同組合の機能として「労働主体形成」に早くから着目していた山田定一に「今日顧みられる必要がある」(p.123)と指摘する。

3. 主要文献の研究成果

1980年から本格的に始まったワーカーズ協同組合論研究では、外国の事例や研究の紹介を含む理念研究とともに、日本のワーカーズ協同組合運動の実証研究が加わる。それは、社会矛盾を背景にしたアンチテーゼとしての必要性であり、また、解決策のひとつ（提案）として協同の優位性・意味づけである。

(1) ワーカーズ協同組合の社会性にかかわる研究

ア. ワーカーズ協同組合の普遍性にかかわる研究

1980年代以降、実に多くの労働者協同組合の論文が書かれている。外国の事例紹介も英語圏のイギリスが多いが、スペイン・バスク地方のモンドラゴンの事例も発表されている。日本の事例研究では、樋口兼次の戦前・戦後の事例研究が注目される【38】【42】。研究者とともに実践者も自らの運動を積極的に発信した。菅野正純【34】、永戸祐三【65】達は「協同組合セクター」を提唱して自らの運動に普遍性を追求する。

労働運動との関連からワーカーズ協同組合を論じたのは、富沢【27】、黒川【24】【28】で、黒川は1993年には「いまなぜ労働者協同組合なのか」【89】を執筆し、「雇う・雇われる」関係の克服を正面から世に問うている。また、日本労働者協同組合連合会も「ワーカーズ協同組合の挑戦 先進資本主義国の労働者協同組合」【90】を発行し、新たな経済・社会システムを提起した。

河野「協同組合の時代—近未来の選択—」【98】は、経済的要素を重視する

通説と、「生活原点論」「道徳性」を強調する少数説（石見、堀越の名が例示される）という荷見武敬の2分類を援用し、「少数説こそが正当なものであり、（中略）通説的見地に立った法理論でいくと、労働者生産協同組合について理論的破綻をきたすことを、とくに述べておこう」（p.240-241）と、その後数ページにわたり少数説の妥当性を展開している。（なお、河野は労働者生産協同組合について、「現行法上は、農事組合法人・漁業生産組合・企業組合がこれに該当する」としている。当時はまだ法制定運動は未発足であった。）

また、日本の協同組合研究史で「労働者生産組合の失敗」と無批判に受け入れてきたことにメスを入れたのが、前述した中川「キリスト教社会主義と協同組合」【175】である。それによれば、1881年イギリスCWSのウェッブ女史は、「労働に応じた利潤分配」（これは労働者生産協同組合運動に身を投じていたG.J.ホリヨークが擁護）、ひいてはコ・パートナーシップ原則（3条件：労働者出資、労働者への利潤分配、労働者の経営参加）を“産業民主制”の障害として批判した論文を書き上げた。これはアメリカにも影響を与えた。その批判のコアは「彼女は、消費者協同組合は原価で商品を販売することによって価格に対する利潤（＝商業利潤）を根絶させ、その結果、営利家（＝資本家）を排除できるのに対して、労働者生産協同組合はただ単に利潤を取得するだけでなく、利潤を増大させるにすぎない、と言う」（p.207）。このような論理は、農協を含む第一次・第二次産業に従事する人たちの営みを圧迫する論理に他ならないが、これが戦後日本の協同組合界にも影響を及ぼした。

津田直則著「社会変革の協同組合と連帯システム」【248】は、ワーカーズ協同組合を含むさまざまな種類の協同組合が地域に存在すること、およびその連帯システムの存在が地域や社会の具体的変革をもたらしてきたことを、スペインSAL、イタリア・マルコーラ法、イタリア協同組合、モンドラゴン、マレーニ協同組合、ユーゴ労働者自主管理などで総括的にレビューしている。

イ. 社会・地域問題解決に向けた事例・実証研究

この分野の研究では、ワーカーズ協同組合の必要性と現実性の証明をし続けている。それは社会運動と関連して展開され、立法事実としてワーカーズ協同

組合法制定運動の重要な根拠となっている。論文も、運動当事者からの成果と意思の発表と、研究者のフィールドワークとが旺盛に展開されている。

これらを列挙するのは紙面の関係上困難なので、巻末の文献目録を参照していただきたい。同時に、これらは運動と研究が密接に連携していることが特徴であり、文献目録以外でも各団体の「活動報告」や「年次総会報告」、「全国協同集会報告集」等に、生き生きとした事例が掲載されていることも付け加えておきたい。これらを分類してみると、以下の通りである。

第一に、ワーカーズ協同組合は、雇傭・失業問題を克服する当事者主体の代案企業としての存在意義の研究である。研究としては、労働者自主管理、企業買収、解雇撤回労働者自主事業と密接に関連し、当初から主流であった。労働組合との連携もここに位置する。

第二に、生活と地域を立て直す主体づくりとしての協同組合もしくは協同の研究である。女性の自立の課題と女性の目から見た地域づくりも含まれる。労働者協同組合やワーカーズ・コレクティブ以外では、農村女性ワーカーズの活動や地域エネルギーの協同組合が含まれる。

第三に、障がい者運動と協同組合の関係の研究である。障がい者の一般就労・雇用問題は「雇用者である」協同組合の義務であるが、一方に福祉就労と協同組合との関係がある。運動当事者は福祉就労だけではなく、一般就労、第三の就労などを模索し、そして障がい者と健常者が共に働くことを目指す際に、対等な参加を担保する事業組織形態としてのワーカーズ協同組合ないし社会的協同組合を展望している。現実には日本にワーカーズ協同組合法が無い段階で、「社会的事業所促進法」の制定運動が行われている。

第四に、高齢者運動の調査研究や子育て事業の調査研究である。少子高齢社会を背景に、20世紀には高齢者の福祉、就労、生きがいに関する主体づくりが模索された（高齢者協同組合運動～高齢者生協づくりへ）。外国事例ではイギリス（エイジコンサーン、現在はエイジUK）やアメリカ（AARP）、中国（上海高齢委員会）などの事例調査も行っている。

第五に、文化と協同組合の研究である。この分野の論文は僅少である。その

なかで荒木昭夫「文化—それは協同労働の枝に咲く(1)～(10)」【151】が丁寧な事例を拾っている。『文化協同組合』はヨーロッパにおいては労働者協同組合の一翼に位置し、芸術文化・出版・放送・学校外の多様な教育活動等の領域で自主的事業体としてひろがりを見ている(佐藤一子編「文化協同のネットワーク」)【84】。今後重視されるべき研究分野である。

その他、ワーカーズ協同組合の運営・経営問題が運動家や研究者によって言及されている。「論争」の範囲内のものもあるが、労働場面に着目し労働過程と労働者の成長に関した研究が、北海道大学教育学部関係研究者によって続けられている。大高研道はワーカーズ協同組合と正統的周辺参加を論じる【240】とともに、ワーカーズ協同組合の複合的機能を新展開する(大高研道他「闘う社会的企業」)【253】。

ウ. 社会的協同組合(社会的企業)にかかわる研究

協同組合の一類型として社会的協同組合の名称が使われはじめたのは、1991年イタリアで成立した法律「社会的協同組合の規則」("Disciplina delle cooperative sociali")からである。

法律の制定までは、「社会連帯協同組合」(社会サービスの組織化)や「統合協同組合」(失業者や障がい者など労働市場で不利な立場の人びとのための労働統合)の名称で州レベルにおいて実体的な事業と運動が進んでいた。法制定後、前者がタイプA、後者がタイプBの社会的協同組合となる。

イタリアの社会的協同組合が、共益組織から脱皮し(コミュニティの一般利益の実現)、伝統を超えた形態(ボランティアを含むマルチステークホルダー型)であることに着目されるのは、結構時間が経ってからである。

単発的な「社会(的)連帯協同組合」の紹介・視察(石塚秀夫【107】、後房雄【118】)の後、系統的な調査を行った田中夏子の『イタリア社会的経済の旅』10回シリーズが「協同の発見」誌に掲載され(87、88、90、91、92、94、95、96、97、98号)、社会的協同組合に対する関心が一気に高まった。イタリアの社会的協同組合の包括的研究は、田中夏子「イタリア社会的経済の地域展開」【194】で展開される。

岡安喜三郎「アジア初の社会的企業法に注目—韓国」【211】は、社会的企業育成法が2006年12月に国会通過した直後に、韓国の自活事業体、中間支援組織などを訪問調査した報告である。韓国は引き続いて「協同組合基本法」(2012.12施行)を成立させた。李炳學「韓国における協同組合基本法制定の経過と課題」【245】は、法制定連帯会議共同代表の立場からの論文である。

世界でイタリアに続き社会的協同組合を法制化した国は韓国を含め11カ国であるが、岡安「世界の社会的協同組合の動向—イタリア・ヨーロッパ・そしてアジアへ、法制定に関わって—」【250】は、制度が法律的にどのようにできてきたか、そのサーベイ調査である。

エ. 協同労働観念に関わる研究

ワーカーズ協同組合を新しい働き方の場として積極的に位置づける研究は、現在、協同労働の協同組合として結実してきている。

1980年代から、桑原靖夫はワーカーズ・コレクティブを「新たな就業形態の台頭」【37】として着目し、菅野正純は高齢者労働に着目して労働者協同組合を位置づけた【46】。

また、前史では位置づかなかった労働主体について、山田は労働主体形成の視点から、労働者協同組合の性格を分析している【66】。この流れはその後、北海道大学教育学部の研究者(丸山美貴子他)に受け継がれていく。

内山哲朗はワーカーズ協同組合での働き方について、自己雇用労働形態を研究し「集团的自己雇用」(1996年)、「協同型自己雇用」(「協同労働と雇用社会」)【228】を提唱する。

現在使われている「協同労働」の用語は、1990年代に日本労働者協同組合連合会やワーカーズ・コレクティブ・ジャパンがそれぞれの要求法律案のなかで使用している。菅野はこの協同労働を三つの協同から定義づけをしている【144】(p.22-24)。

この「三つの協同」による協同労働は社会連帯の労働観であり、労働者自身が主体となることによって、一般会社の雇用労働観とは一線を画すことになる。スウェーデンで言われる福祉のCo-production、工場のConductive Production

に通じるものである。

大内力は、現代の労働観の狭隘性によって協同労働が位置づかないこと、しかし協同労働はもう一度本来の労働の喜びを取り戻すことであり、労働を通じて人間形成すること、労働は文化の伝承・創造することであると指摘した【202】。

池上惇は「人間発達の労働」を唱え、ワーカーズ協同組合の労働観形成に影響を与えたが、共著「文化経済学」【150】で、クレイマーとマクロスキの視点を紹介している。池上は、クレイマーの主張を「経済過程を、対話（conversation）の過程として把握し直すことによって、彼らは、通常の金銭的契約の背景にある、人類文化の継承の過程を読み取ろうとしたのである」と紹介する。

「協同労働」という述語は、マルクスの著書の訳語として「賃労働（雇用労働）と協同労働」という使われ方、スペインの“trabajo asociado”の訳としての「協同労働」があるが、いずれも企業内を視野にした労働観であり、日本のワーカーズ協同組合での実践が、社会連帯の労働観として発展していることを念頭に入れておく必要がある。

（2）制度設計（概念規定と法制度）にかかわる研究

ア. ワーカーズ協同組合法案の解題

ワーカーズ協同組合法案は、2007年までは日本労働者協同組合連合会案とワーカーズ・コレクティブ・ジャパン案とが併存する状態であったが、運動の合流により協同労働法制定市民会議案として、議員連盟に働きかける案となった。

島村博『「協同出資・協同経営で働く協同組合法」の制定に向けて』【221】は、要綱案の論点について以下の項目で検討している。

- 1) 名称の推移
- 2) 団体法制と協同労働
- 3) 企業組合法人の利用問題
- 4) 不分割積立金と全国非営利協同基金

5) 協同労働者とは何者か

6) 諸外国における協同労働者の法的地位

運動との関係ではすでに6年程前のものではあるが、当時の論点とともに、系統的に包括的にかつ簡便に要綱案を解題している。例えば、「5) 協同労働者とは何者か」では、「出資をすれば資本家か」「経営に参加すれば経営者になるのか」「従属メルクマールは被用者のみにつきまとうものではない」「労働基準法の見直し」など、また「6) 諸外国における協同労働者の法的地位」など、次項目にかかわる論点と見解が提示されている。

イ. 協同労働者の労働者性をめぐる研究

まずは「事業団の取り組みは、今から考えてみると、労働者が労働者のままで事業と経営を担うことを意味していました」（「事業団運動10年のあゆみ」）【71】とする当事者の思いである。

協同労働者の労働者性の研究は、1980年代以降の多様な働き方の進行と労働者保護の希薄化の文脈を背景として捉えるべきである（岡安「労働者協同組合と労働者保護—経営参加と労働者保護との両立は可能か—」【241】）。

そもそも、労働法が当初想定した「使用者対労働者」関係で説明できる労使関係はもはや一般形ではなくなった。経営そのものが従来の企業の枠を越え、それに応じ複雑な労働契約になってしまった。それは形式的な「企業内部の使用者対労働者」問題として処理できるものではない。「労働者性の判定」は企業を越えて社会的関係になっている。

これはILO（国際労働機関）においても指摘しているところである。ILOの討議をもとにした「国際労働問題シンポジウム」の成果が、「大原社会問題研究所雑誌」【191】【210】に掲載されている。

伊藤博義「雇用形態の多様化と労働法」【121】は、「労基法の適用対象となる労働者の範囲を一律に画定しようとする具体的な指標を立てることは不可能である」（p.286）とし、「放任して置くとこの法律が全般的に心配しているような搾取的弊害に陥り易いものはすべて労働者であると思えば間違いない」とする末弘巖太郎を援用しつつ、「労働者類似の労務提供者に対しても、ドイツや

アメリカの立法例に見られるように、労働法の規定の一部を拡張適用すべきではないかとの提言が行われている。今後の重要な立法課題であろう」(p.462)としている。

具体的な協同労働者に即してみると、島村は「協同労働者の労働権をとりまく仕組」【199】、『協同労働の協同組合』における固有権【200】として独自に研究を重ね、労働法律旬報1668号（前述）【221】の要綱案解題につながっていく。

ウ. マルチステークホルダー制度の研究

協同組合における新しい形態として生まれてきたマルチステークホルダー制度は、イタリアの「社会的協同組合の規則」によって法的に規律された。その後、社会的協同組合制度はヨーロッパから南アメリカ、アジアへと波及し、マルチステークホルダー制度が世界的に拡散している。

この制度を協同組合制度一般から検討を加えたのが島村で、2007年11月に提出の博士学位論文（学位受領）「プロイセン協同組合法（1867年）の成立史—近代社会の設計の軌跡—」^(注2)の「補章 協同組合法をめぐる現代的諸問題 第二節 2. 協同組合法人の新旧タイプ又は一般的な協同組合法人観念の成立」では、「労働者協同組合をふくめ在来の協同組合を古典タイプとし、社会的協同組合を新タイプと規定することが可能になった。その決定的相違点は、団体の必須の契機、つまり、目的、組合員構成、ガバナンス構造、剰余処分、残余財産処分秩序においてみられる」とし、その解明を展開している。

マルチステークホルダー制度は、社会的協同組合以外でも、モンドラゴンのエロスキにおいて、韓国の原州において、愛媛の生協、北海道の有機農協などの事例が紹介・研究されている。

エ. 不分割積立金制度にかかわる研究

堀越芳昭「協同組合における『不分割社会的資本』の概念—株式会社と公益組織との比較から」【108】、「労働者協同組合法の制定をすすめるにあたって」【109】では、業種別・所管庁別の協同組合の欠陥のひとつとして「不分割準備金」の規定がないことを強く指摘している。

堀越は2009年から2010年にかけて連載した「協同組合における不分割積立金の歴史と理論」【225】では、協同組合原則と不分割積立金から始まってG 7やG20を含む他国の協同組合の不分割積立金制度を調査した。

4. 今後の課題

(1) 既存法体系埋没主義からの脱皮（既存協同組合法、既存労働法）

これからの協同組合論研究は、協同組合自体を総体的に俯瞰することが重要になると思われる。協同組合法が個別法になっていることで、行政はおろか協同組合陣営まで「縦割り」になっていることは、多くの識者が指摘するところである。

協同組合制度の解明は、決して現状の個別制度の和集合で達成するものではない。既存法体系をいくら組み合わせても、新しい必要な協同組合体系は生まれないのである。例えば、日本の協同組合の認可主義は協同組合の本質から出てくるものではなく、国の産業政策の担い手、行政権限の代行との関係で成立していると見るのであり得るのである。認可と法人税率はもちろん連動していない。

労働法との関係もそうである。ワーカーズ協同組合の働き方と労働者保護については、組合代表者の扱いなどを含めてまだまだ研究し解決すべきものがある。例えば、フランスでは労働者生産協同組合（SCOP）や地域共同利益協同組合（SCIC）を規定するいずれの法律も、労働者組合員が社長（PDG/gérant）になっても、失業手当が受けとれるとしている。

Necessitas vincit legem; legum vincula irridet.

「必要は法律に勝り、法律の足かせをあざ笑う」（ローマの格言）

(2) 協同組合の包括的概念の形成～縦割り研究による限界性の打破

日本の協同組合論研究界は、国民に協同組合全般を説明しようすると、単に種類を列記するのみで、端的に包括的に説明できる概念を持ち合わせてはいな

い。それは協同組合も国民経済を担う主体であるとの説明にかかわる問題である。先史でみたように、協同組合の本質を流通過程の節約にみる協同組合観はすでに世界の趨勢から遅れているといわなければならない。

また協同組合運動が市民の運動であるならば、市民・地域のニーズに基づく課題を生協だけ、農協だけ等で解決を図る時代はとうに去ったのではなかろうか。すでに1980年にレイドロー博士が指摘したところである。

研究先史のままで協同組合の包括的概念が形成されなければ、「協同組合基本法」構想自体が偏ったものになってしまう。協同組合研究では積極的に協同組合の包括的概念の形成をめざすべきである。

協同組合就労者の25%ほどをワーカーズ協同組合が占めるヨーロッパではどうか。ユーロコープでは、端的に図1のように説明されている。

しかし、これはマルチステークホルダー型の協同組合は説明していない。韓国では、協同組合基本法の制定を機に政府の企画財政部が協同組合類型を図2のごとく説明している。

また、イタリアの民法第2513条の2007年改正では、「相互扶助の協同組合」の基準を以下のように規定している。

- 1) 販売の協同組合にあっては、その50%以上は組合員に販売していること。
- 2) 労働の協同組合にあってはその50%以上が組合員の労働コストであること。
- 3) 購入の協同組合にあっては、その50%以上を組合員から購入していること。

(3) マルチステークホルダー型協同組合制度の開発

マルチステークホルダー型協同組合（多元的利害関係者型協同組合）は地域開発（まちづくり）の協同組合等に有用な形態であり、また、障がい者など社会的に不利な立場の人々の社会参加をめざす社会的協同組合の結成にとっても決定的である。

図1 ユーロコープのパンフレットより

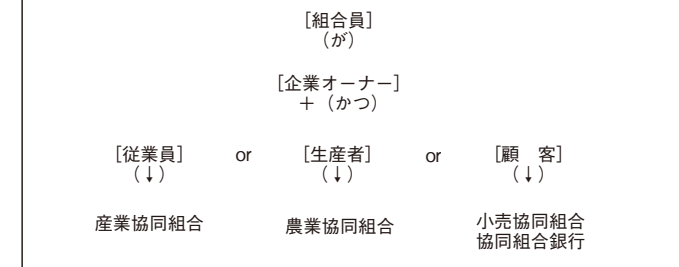
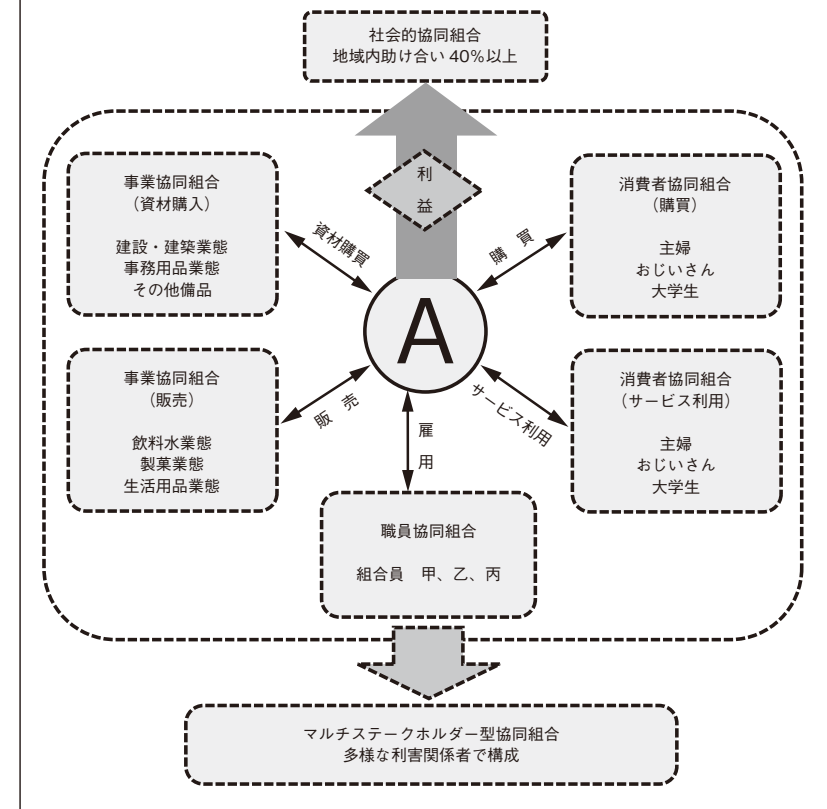


図2 韓国政府企画財政部の説明図



多元的構造の意思決定方式は、組合員レベルにおいて「1人1票」はどのように整理されるのかなど、検討すべきことは多い。また、理事会等ガバナンスレベルでは、現在の法体系においても実行可能である。

海外の先行形態では、イタリアの社会的協同組合理型、フランスの地域共同利益協同組合（SCIC）型、スペインのエロスキ協同組合理型、カナダ・ケベック州の連帯協同組合理型が各々にユニークな意思決定方式を持っている。

（4）労働過程と労働者の主体形成問題～新しい労働観の解明

協同労働は、前述した「三つの協同」を特長とする働き方であり、これは労働者自らが経営に携わりながらも必然的に市民的運動である。その成果の指標として、ワーカーズ協同組合は“良い仕事”を掲げてきた。“良い仕事”を掲げることはILOの提唱するディーセント・ワークとともに、技術向上と協同を軸とする生産過程や労働過程を通じて、それらを追求しうることを表明しており、労働者の誇りでもある。協同労働運動においては実践的に追求されている課題であるが、労働運動においても“新たな次元”で追求される価値であろうことは想像に難くない^{（注3）}。そのような視点から労働過程と主体形成問題の学問的解明が求められる。これは新しい労働観、社会連帯の労働観の解明である。

（5）ワーカーズ協同組合理制定、日本型社会的協同組合形成に向けた理論構築

この研究課題は前述課題の総合化であり、運動と密接に連動している。ワーカーズ協同組合理の市民案は、その制定運動の当初からイタリアの社会的協同組合制度の影響を受けており、働こうとする市民なら誰でもが協同組合を設立して、地域づくり・生活づくりを進められるようにしている。一方で労働者保護などさまざまな課題が残っているのも今まで述べてきたとおりである。日本型社会的協同組合形成とは、社会的包摂の課題であり、さまざまな社会背景を伴う。格差を拡大することで経済成長を図る新自由主義政策に対抗できる共生の経済を担う協同組合制度の理論構築が課題である。

ワーカーズ協同組合運動は、協同組合運動と労働運動にまたがっている。その特徴からか歴史的には双方から、具体的にはイギリスの「労働組合とCWS」（レイドロー【72】p.158）から攻撃的扱いを受けた。しかし、現在ではその特徴のゆえに新しい可能性が生まれている。

今後を見据えれば、ワーカーズ協同組合制度は協同組合本来の力を現実化する可能性が生まれるだけではなく、地域コミュニティの一般利益の実現のために、貧困克服、居場所づくりや就労の場づくりなどさまざまな活動に有益である。地域ニーズに応じた協同組合の設立、マルチステークホルダー型協同組合制度の確立、ディーセント・ワーク（人間らしい労働）の実現においてなくてはならない制度である。

（岡安 喜三郎）

（注1）ICA（国際協同組合理同盟）のヨーロッパ地域組織である「Cooperatives Europe」およびCECOPの発表による。

（注2）同論文は印刷されていないが、博士学位論文なので引用する。論文は早稲田大学のページPDFファイルで読むことができる。

http://dspace.wul.waseda.ac.jp/dspace/bitstream/2065/34710/4/Honbun-4841_01.pdf

（注3）「安全安定輸送の確立は、まさに労使の枠を超えて日常的に検証し、実践的に改善されなければならない課題です」（国鉄労働組合第82回大会での石上委員長挨拶より。「国鉄新聞」3105号、2013年8月18日号）